

第1章 計画の基本的事項

1 策定の趣旨

近年、経済・社会のグローバル化，科学技術の進展，地球規模での環境問題の重要性の高まり，少子・高齢化，男女共同参画社会や情報ネットワーク社会の到来など，社会の大きな変化に対応した教育が求められています。

国においては，平成18(2006)年，「教育基本法」が約60年ぶりに改正され，平成20(2008)年7月，同法第17条に基づき，「教育振興基本計画」が策定されました。

本県では，平成11(1999)年度に「徳島県教育振興基本構想（徳島「学び」プラン21）」を策定し，平成12(2000)年度から，基本目標である「豊かな心を育み，生涯にわたる『学び』を実現する教育の創造」の達成に向けて取り組んできましたが，子どもたちの基本的生活習慣の乱れ，学ぶ意欲や体力の低下，いじめ，不登校や問題行動等の発生など，教育をめぐる様々な問題が指摘されているところです。

こうした中，「徳島県教育振興基本構想」に掲げられた，時代を超えても変わることのない普遍的な理念は継承しつつ，新たに発生してきた課題にも適切に対応していくことが求められています。

このため，これからの本県教育のめざすべき方向を明らかにするとともに，その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針として，「徳島県教育振興計画」を策定するものです。

2 基本的性格

「徳島県教育振興計画」は，本県の教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針や取組を明らかにするものであり，国の「教育振興基本計画」を参考とする中で，徳島県の実情を踏まえて策定するものです。

また，この計画は，「オンリーワン徳島」の実現を計画的に推進していくための「オンリーワン徳島行動計画（第二幕）」との整合性を保ちながら，人口の減少や高齢化の進展など，今後10年間の社会情勢の変化を見据えた上で，教育をめぐる様々な課題に適切に対応するため，平成20(2008)年度から平成24(2012)年度までの5年間に取り組む具体的方策について示すものです。

さらに，この計画は，国に対して，本県の教育目標達成に向けた提言的性格を持つとともに，市町村や教育関係団体に対して，県との一体的な施策の推進を期待し，また，保護者や地域住民，企業等に対して，本県教育の目標や具体的な取組を明らかにすることにより，理解と協力，教育活動への積極的な参画を期待するものです。

3 計画期間

平成20(2008)年度から平成24(2012)年度まで(5年間)

(注)本文中で左肩に 印のついている用語については，巻末(p99から)に解説がありません。